学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース（専攻）名	総合法学コース

2016年度以降入学者用

学類のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

法学類では，現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し，少人数教育の導入によって，多様な形での討論を通して法律学，政治学に関する専門的な知識を修得するため，現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い，現代社会に対して幅広い関心を持ち，よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し，自発的かつ意欲的に課題発見に挑み，その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを，金沢大学＜グローバル＞スタンダード（KUGS）の視点を踏まえ，目的とする。

コースのディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

【総合法学コース】
金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ,本学類が定めた人材養成目標に基づいて，以下に掲げる学修成果を達成した者に学士（法学）の学位を授与する。

〇学修成果
1　法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している
2　法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している
3　卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している
4　問題を発見する力と，自分の主張をまとめて論証する力を身につけ,現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している
5　法的・政治的な現代的課題に取り組むために，高度な研究・学習を主体的に進める能力を身につけている

学類のCP（カリキュラム編成方針），コースのCP（カリキュラム編成方針）

【学類のCP】
法学類では,法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに（学修成果1）,学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている（学修成果2）。専門科目の履修にあたり,法学類では,公共法政策・企業関係法・総合法学という 3つのコースを設けており,3，4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで,学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る（学修成果3･5）。
また,初学者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で,3,4年次には,学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目,「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科目」を通じて,問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し,各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る（学修成果4）
【コースのCP】
1，2年次の基本的科目で得た知識を基礎に,「法の基礎にある理念,法の歴史,外国法の概要を学ぶ専門科目群」,「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて,高度な研究・学習を主体的に進めるために必要な知識を修得するとともに,判例研究または卒業論文の作成を通じて，主体的な学習態度を身につける（学修成果3･5）。

公共法政策コースの学習成果（◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目，〇=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目，△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目）

コース（専攻）のカリキュラム

科目番号	授業科目名	学生の学習目標	学年	前期 Q1/Q2	後期 Q3/Q4	法律学・政治学全体の見取り図と，それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。（専門基礎科目）	社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や，政治学・政策学の基礎を理解する。（基本科目I: 公共法政策系）	企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。（基本科目II: 企業関係法系）	国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。（基本科目III）	国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力（公法学分野）を得る。（応用科目I）	国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力（政治学分野）を得る。（応用科目II）	企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る。（応用科目III）	法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。（応用科目IV）	法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。（選択科目）	法律実務や行政・企業の現場に触れることと，あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて，能動的な思考力や行動力を得る。（法律実務・インターンシップ・特講）	外国語の能力を高める。（外国語系科目）	法律学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力や，主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。（演習科目）
12001	法学概論	法学類が提供する講義の広がりを理解できる。 法律学に関する基本的な用語法を理解できる。	1	*		◎												
12003	政治学	政治学理論，民主的政治，国際政治，政策過程について，基礎的な概念や知識を身につけ，大卒の社会人にふさわしい社会常識が習得できるようになること。	1	*		◎												
12011	民事法入門	法律学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。	1		*	◎												
32003	憲法第一部	1. 近代立憲主義とその変容（現代立憲主義）に関して歴史的な理解を深めること。 2. 近代人権思想の形成に関する 古典への理解を深めること。 3. 日本国憲法の下で形成されてきた人権規定に関する解釈学説及び判例の動向をふまえて，自らの解釈を確立すること。	1		*		◎											
32005	憲法第二部	日本国憲法および憲法附属法の諸規定，主要な最高裁判例，各論点で対立する主要学説（少なくとも2説）を「理解」する。	2	*			◎											
32007	行政法第一部	多種多様で複雑な行政法規の規範構造（行政活動にかかわる法的仕組み）を，「行政法総論」の学習を通じて理解・把握する能力を養う。	2		*		◎											
32009	刑法第一部	1. 犯罪成立要件の基本内容を理解する。 2. 犯罪成立要件全体を体系的に理解する。	2	*			◎											
32011	刑法第二部	刑法典上の諸犯罪類型の個別的成立要件を理解するとともに，それを通じて犯罪論体系の理解・修得をより確実なものとする。	2		*		◎											
32013	国際法第一部	国際法の基礎知識を習得し，その知識を基礎として国際問題に国際法を適用し結論を導く法的思考を身につける。	2		*		◎											
32015	公共政策論	1. 公共政策に関わる学問の概要を理解できる。 2. 公共政策の実施主体の事情を理解できる。 3. 公私関係の変化を理解できる。	2	*			◎											
32017	政治思想史	「自由とは何か」「平等は何か」「公正な社会とは」といった一見抽象的な問いに対して，学問的に裏付けられた「答え」方ができるように，政治哲学的な発想法，関連文献の読み方などを身につけることを目指す。	2	*			◎											
32019	行政学A	公務員試験でも問われるような基本項目について，基本的知識を持つこと。各項目の基本的論点を理解し，自分の意見を明確にすること。	2		*		◎											
32053	民法第一部	民法総則に関わる基本概念や諸制度を理解する。 民法総則に関わる重要な判例，学説を理解する。	2	*				◎										
32055	民法第二部	物権(担保物権を含む)に関わる基本概念や諸制度を理解する。 物権(担保物権を含む)に関わる重要な判例，学説を理解する。	2		*			◎										
32435	民法第三部	債権総論に関わる基本的概念や諸制度を理解する。 債権総論に関わる重要な判例，学説を理解する。	2	*				◎										
32060	会社法第一部	会社法の制度の全体像を把握すること。 新聞等の情報が，法的にどのような問題となるか関連付けられること。	2		*			◎										
32417	税財政法	所得税・法人税の課税ルールを素材として，そのようなルールのあり方が税負担額や行動選択などの面で納税者にどのような影響を与えるのかを説明できるようになる。課税ルールの根拠について理解を深め，課税に関する政策を論ずるための基礎的な能力を身につける。	3		*				〇									
32429	労使関係法	憲法28条で保障された労働基本権（団結権，団体交渉権，争議権）がどのようなものであるのか，労働者の権利・利益を擁護するために，労働基本権がどのような役割を果たしているのか，さらに現代の社会・経済の変化の中で，労働基本権の新たな課題が何であるのかを理解する。	3	*					〇									
32431	雇用関係法	使用者と労働者間の関係を規制する法制度を理解した上で，労働契約上の権利義務の内容の理解を深める。アルバイトを含めて働き始めるにあたっての法的知識を修得し，それらを実際の紛争解決のために役立てられるようにする。	3		*				〇									
32433	社会保障法	医療保険，年金保険，介護保険，生活保護など社会保障制度について基本的な制度の仕組みを理解した上で，社会保障各法の複雑な法律関係を把握する。さらに，これらの理解をもとに，社会変動の中で社会保障制度に課せられた立法政策的課題を検討する能力を身につける。	3		*				〇									
32437	民法第四部	民法第三部（債権総論）で学習したことを基礎に，契約法や不法行為法等に関する基　本概念や諸制度を理解する。 契約法や不法行為法（債権各論）に関する重要な判例，学説について理解する。	3		*				〇									
32051	家族法	基本的論点を理解し，自分の意見を明確にすること。	3		*				〇									
32443	民事訴訟法	参加者は，民事訴訟の様々な手続制度や民事訴訟法上の法概念について，判例実務や学説の学習を通じて修得し，民事訴訟法学についての基礎を固めることができる。 参加者は，民事法の世界が科目ごとの縦割りで分断されているのではなく，相互に密接に関連していることを体得することができる。	3	*					〇									
32439	会社法第二部	生じた問題が会社法上どのように位置づけられるかを理解したうえで，問題解決に際して要請される考慮要素を明らかにするとともに，論理的な検証の結果，解決策を提示することができること。	3	*					〇									
32449	経済法	市場における競争秩序の維持が果たす役割を理解し，経済活動における法的規律を説明することができる。	3		*				〇									
32413	行政法第二部	司法的救済制度としての行政事件訴訟法，及び国家賠償法制度等の仕組みや重要な法改正，並びに同分野における重要判例等の検討を通じて，行政法関係における私人の権利救済制度の仕組みと意義を理解すること。	3	*						〇								
32415	地方自治法	「地方自治法」の体系的理解を通じて，地方自治の存在意義や，国民にとって一番身近な「行政」である，地方公共団体の役割について，理解・把握する能力を養う。	3		*					〇								
32421	国際法第二部	1. 多様な人権イデオロギーの存在を認識した上で，国際社会における人権保障の重要性について説明できるようになる。 2. 国際的な問題，特にわが国が関係する国際問題に関心を持ち，講義で学んだ紛争処理の基本原則を元にして，紛争の平和的な処理のあり方について自分の考えを示せるようになる。	3	*						〇								
32423	刑事訴訟法	刑事訴訟法の目的，構造と各制度趣旨を理解したうえ，刑事手続きの現状に存する問題点を発見し，解決を思考する力を養うことができる。加えて，一連の司法改革により新に創設された諸制度に対する理解を深め，あるべき刑事手続きを分析する力を得ることができる。	3	*						〇								
32459	計量分析	社会や人間の意識・行動を，数字で表現し分析する計量分析の方法の特質と，その意義や課題について理解を深める。	3	*							〇							

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース（専攻）名	総合法学コース

2016年度以降入学者用

学類のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

法学類では，現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し，少人数教育の導入によって，多様な形での討論を通して法律学，政治学に関する専門的な知識を修得するため，現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い，現代社会に対して幅広い関心を持ち，よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し，自発的かつ意欲的に課題発見に挑み，その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを，金沢大学＜グローバル＞スタンダード（KUGS）の視点を踏まえ，目的とする。

コースのディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

【総合法学コース】
金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ,本学類が定めた人材養成目標に基づいて，以下に掲げる学修成果を達成した者に学士（法学）の学位を授与する。

〇学修成果
1　法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している
2　法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している
3　卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している
4　問題を発見する力と，自分の主張をまとめて論証する力を身につけ,現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している
5　法的・政治的な現代的課題に取り組むために，高度な研究・学習を主体的に進める能力を身につけている

学類のCP（カリキュラム編成方針），コースのCP（カリキュラム編成方針）

【学類のCP】
法学類では,法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに（学修成果1）,学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている（学修成果2）。専門科目の履修にあたり,法学類では,公共法政策・企業関係法・総合法学という 3つのコースを設けており,3，4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで,学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る（学修成果3･5）。
また,初学者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で,3,4年次には,学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目,「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科目」を通じて,問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し,各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る（学修成果4）
【コースのCP】
1，2年次の基本的科目で得た知識を基礎に,「法の基礎にある理念,法の歴史,外国法の概要を学ぶ専門科目群」,「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて,高度な研究・学習を主体的に進めるために必要な知識を修得するとともに,判例研究または卒業論文の作成を通じて，主体的な学習態度を身につける（学修成果3･5）。

公共法政策コースの学習成果（◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目，〇=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目，△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目）

コース（専攻）のカリキュラム

科目番号	授業科目名	学生の学習目標	学年	前期 Q1/Q2	後期 Q3/Q4	法律学・政治学全体の見取り図と，それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。（専門基礎科目）	社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や，政治学・政策学の基礎を理解する。（基本科目I: 公共法政策系）	企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。（基本科目II: 企業関係法系）	国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。（基本科目III）	国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力（公法学分野）を得る。（応用科目I）	国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力（政治学分野）を得る。（応用科目II）	企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る。（応用科目III）	法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。（応用科目IV）	法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。（選択科目）	法律実務や行政・企業の現場に触れること，あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて，能動的な思考力や行動力を得る。（法律実務・インターンシップ・特講）	外国語の能力を高める。（外国語系科目）	法律学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力や，主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。（演習科目）
32461	計量分析実習	パソコンを使用したデータ分析の実習を通じて，社会現象の計量分析の技法の基礎を修得する。	3		*						〇						
32463	政治学各論A	戦後の日本政治の現実についての一定の知識を得ることと，日本政治の現実を政治学的な視点から分析することができるようになること。	3	*							〇						
32465	政治学各論B	1. 政治意識についてのいくつかの議論を理解できる。 2. 計量分析による論述を理解できる。 3. 日本人が政治をどのようにとらえてきたかについて手がかりを得ることができる。	3		*						〇						
32467	政策過程論	政策過程論は政策の形成・決定・実施の動態に着目しながら，政策や政治，さらには社会や人間のあり方までをも考察しようとするものである。政策過程論を学ぶことで，政策過程をめぐるさまざまな課題やパズルを解明するための分析力や思考力を身につけ，政治や社会，人間を見る目を養えるようになる。	3	*							〇						
32469	政治社会学	現実の政治的認識が，いかに形成されているかをメディアの歴史と基本的論点から理解し，自分の政治的認識を客観的に考えることができる。	3	*							〇						
32471	行政学B	行政，地方自治の理論と実際を学び，行政についての理解を深めることで，自ら行政や地方自治について深く考えることができるようになる。	3		*						〇						
32481	政治コミュニケーション論A	履修した学生は，日常的に視聴するテレビ・ニュースや新聞から，自分なりの解釈を導出し，自分の考えを客観的に検証できるようになる。そして，その検証方法を学ぶきっかけを得て，幅広い研究分野，分析手法の存在を知り，いくつかの手法を運用できるようになる。	3	*							〇						
32483	政治コミュニケーション論B	政治・行政広報の役目・歴史の大枠を捉えられるよになるとともに，国際（政治）的な文脈で今日の政治コミュニケーションが果たしている機能・重要性を理解できるようになる。さらに，日常生活における情報への接し方，その運用の背後にある統治機構の存在と，統治機構の今後の方向性を意識できるようになる。	3		*						〇						
32057	商法総則・商法行為	一般私人間の取引と異なり，迅速・合理性が求められる商取引に資するための商法上の各種のルールを理解できる。 この科目を理解することにより，会社法や手形法・小切手法といった他の商法系科目の理解の礎となる。	3	*								〇					
32442	手形法・小切手法	手形法・小切手法を理解することにより，理論的整合性を追求できるようになること。 民法に立ち返りつつ，手形法・小切手法を考えることができるようになること。	3		*							〇					
32445	民事執行・保全法	1. 民事執行手続および民事保全手続の概要を理解することができる。 2. 民事執行保全法の解釈論の基本を理解することができる。 3. これらのを通じて，民事執行保全法上の具体的な基本問題を解決することができるようにする。	3		*							〇					
32447	倒産法	倒産法上の基本的概念，あるいは原理・原則を正確に理解し，倒産処理手続の構造あるいは手続の流れの中に正確に位置づけられるようになる。	3		*							〇					
32451	知的財産法	学生は，民法，民事訴訟法を修正している知的財産法の特殊性を学ぶことになる。有体物及び人格権にのみ排他権を認めている民法に対して，無体物に排他権を認める知的財産法を理解することで所有と占有の関係に代表される民法の原則の理解が深まる。形のないものに対する権利の侵害事実の立証責任の転換を通じて民事訴訟法の原則の理解が深まる。現代社会でますます重要性が高まっている知的財産法は社会変化に対応するため頻繁に改正されているため，法の解釈のみならず立法に関する知識も修得する。	3	*								〇					
32453	国際経済法	自由貿易の意義と国境を超える経済活動の規律内容を理解し，多角的な視点から経済的事象を法的に説明することができる。	3	*								〇					
32455	国際私法	主題となっている各テーマに関し，私人間の国際的な法律関係がどのように規律されるか，また，国際社会における法をどう見るべきかについて，その基本知識が習得できる。	3	*								〇					
32457	国際取引法	国際取引に関する適用法規の決定枠組，上記の各種国際取引契約の起草と当事者の利害関係に関する基礎知識，並びに国際取引紛争の予防と解決に関する基礎知識を習得できる。	3		*							〇					
32407	外国法	英米法と日本法で，同じ考え方を採用している部分，異なる部分に目を配り，英米法を知ることによって，日本法を再発見できるようになること。具体的には，教養や雑学として知っている外国法に関する知識を，実際の法過程に結びつけて理解し，適切に日本法との比較ができるようになること。	3		*							〇					
32001	法理学	法理学の課題を説明できる。法理学の基本的概念（規範，権利，権限，法解釈，正義等）を説明できる。	3		*								◎				
32401	日本法制史	1. 各時代における法制度についての基本的な事項を学習する。 2. 法制度の変遷について，社会的諸関係との連関の中でその理由・原因等を考える。 3. 今日の日本法がどのような歴史的経過の中で形成されてきたか，その概略についての理解を深める。	3	*									◎				
32403	西洋法制史	明治時代以降の日本の法体系の1つの重要な支柱をなすドイツの法体系が歴史的にどのような政治的・社会的・経済的条件から成立してきたのかを習得する。また，ドイツを中心として西洋諸国の歴史の概略に関する知識を得ることによって，広い視野を養うことができる。	3		*								◎				
32405	東洋法制史	前近代中国法（特に刑法・家族法・裁判制度）に関する基本的な知識が身につき，現代日本人の法意識との関連性を理解することができる。	3	*									◎				
32411	法思想史	各自の学習経験および将来構想にもとづく学習目標を達成するため，法学類の二つの教育目標に即して， 1. 現実の社会に潜む課題に，法的・政策的な観点から対応できるようになる 2. 現代社会のルールとその適用，公共的課題に取り組むための総合的に判断できるようになることを目指す。 具体的には，法を支え動かしていく思想の存在を，西欧古典古代および西欧近代初頭の法思想史の学習を通じて，認識する。主として歴史の転換点における法思想を学ぶ中で，具体的に，法学的思考の生誕，自然法思想との対峙，人権理念の構築，および国際法思想について，基本的な知識を得る。	3	*										〇			

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース（専攻）名	総合法学コース

2016年度以降入学者用

学類のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

法学類では，現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し，少人数教育の導入によって，多様な形での討論を通して法律学，政治学に関する専門的な知識を修得するため，現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い，現代社会に対して幅広い関心を持ち，よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し，自発的かつ意欲的に課題発見に挑み，その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを，金沢大学＜グローバル＞スタンダード（KUGS）の視点を踏まえ，目的とする。

コースのディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

【総合法学コース】
金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ,本学類が定めた人材養成目標に基づいて，以下に掲げる学修成果を達成した者に学士（法学）の学位を授与する。

○学修成果
1　法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している
2　法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している
3　卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している
4　問題を発見する力と，自分の主張をまとめて論証する力を身につけ,現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している
5　法的・政治的な現代的課題に取り組むために，高度な研究・学習を主体的に進める能力を身につけている

学類のCP（カリキュラム編成方針），コースのCP（カリキュラム編成方針）

【学類のCP】
法学類では,法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに（学修成果1）,学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている（学修成果2）。専門科目の履修にあたり,法学類では,公共法政策・企業関係法・総合法学という 3つのコースを設けており,3，4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで,学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る（学修成果3･5）。
また,初学者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で,3,4年次には,学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目,「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科目」を通じて,問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し,各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る（学修成果4）
【コースのCP】
1，2年次の基本的科目で得た知識を基礎に,「法の基礎にある理念,法の歴史,外国法の概要を学ぶ専門科目群」,「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて,高度な研究・学習を主体的に進めるために必要な知識を修得するとともに,判例研究または卒業論文の作成を通じて，主体的な学習態度を身につける（学修成果3･5）。

公共法政策コースの学習成果（◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目，○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目，△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目）

コース（専攻）のカリキュラム

科目番号	授業科目名	学生の学習目標	学年	前期 Q1/Q2	後期 Q3/Q4	法律学・政治学全体の見取り図と，それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。（専門基礎科目）	社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や，政治学・政策学の基礎を理解する。（基本科目I: 公共法政策系）	企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。（基本科目II: 企業関係法系）	国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。（基本科目III）	国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力（公法学分野）を得る。（応用科目I）	国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力（政治学分野）を得る。（応用科目II）	企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る。（応用科目III）	法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。（応用科目IV）	法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。（選択科目）	法律実務や行政・企業の現場に触れること，あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて，能動的な思考力や行動力を得る。（法律実務・インターンシップ・特講）	外国語の能力を高める。（外国語系科目）	法律学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力や，主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。（演習科目）
32425	刑事政策	学生の学習目標は，学期の終わりに以下の基本を修得することである。 1. 犯罪の原因について，人の犯罪行動（人間行動の１側面）を学際的に考察できる。 2. 犯罪の対策について，犯罪者，心神喪失者，非行少年，犯罪被害者等への法的対応や学説を理解し，説明できる。 3. 犯罪に関するマスコミや社会での論評等に対して，学術的観点から批判的に検討できる。 4. 犯罪に限らず，物事を幅広い視点又は多角的なアプローチで，より考察できる。	3		*									○			
32485	少年法	未成年者による犯罪および非行の背景を理解する。未成年者による犯罪および非行に対する法的解決および福祉的解決を学ぶ。未成年者による犯罪および非行を通じて社会における課題を発見し、その解決のあり方を模索する力を身につける。	3		*									○			
32427	法医学	医学と法の接点における様々な問題について医学の立場から研究し，特に，人の死因の科学的な究明を通して，社会生活上の安全に貢献している法医学の基本的重要事項を知り，法学及び社会学諸分野とのつながりについて理解できる。	3	*										○			
32487	法律実務	授業で扱かわれた各事件がどの法律に基づいて解決されているかを理解し，事例ごとにどのような解決が可能か説明することができるようになる。	1		*										○		
32479	インターンシップ	志望する就職先とその志望理由を明確にする。就業体験を通じて，自らの適性やこれまでの学習の不十分さを理解する。インターンシップ報告会を通じて，自らの体験を多くの人にプレゼンテーションする方法を習得する。	3	*											○		
32385	特講	（各年度のシラバス参照）	2	*	*										○		
32113	哲学概論A	哲学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*													
32115	哲学概論B	哲学の基礎的知識や方法を説明できる。	3		*												
32117	社会学	社会学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*													
32123	環境政策論I	様々な環境問題の特徴を理解し、環境政策の形成から実施にいたる過程を理解すると同時に、そのガバナンスの構造を適切に把握し、分析できるようになる。	3		*									△			
32124	環境政策論II	様々な環境問題の特徴を理解し、環境政策の形成から実施にいたる過程を理解すると同時に、そのガバナンスの構造を適切に把握し、分析できるようになる。			*									△			
32101	社会福祉総論I	1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ，分析する力をつける。 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 3. ディスカッションする力をつけること。 4. 政策立案能力を付けること。	3	*										△			
32103	社会福祉総論Ⅱ	1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ，分析する力をつける。 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 3. ディスカッションする力をつけること。 4. 政策立案能力を付けること。	3		*									△			
32127	国際関係論I	グローバリゼーションが進んで国境を超えた人，物，情報の往来が日常化し，国内にいても外国人との接触がふえている現在，国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され，彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと，現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが，とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。	3		*									△			
32128	国際関係論2	グローバリゼーションが進んで国境を超えた人，物，情報の往来が日常化し，国内にいても外国人との接触がふえている現在，国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され，彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと，現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが，とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。	3		*									△			
32131	国際機構論1	グローバリゼーションが進んで国境を超えた人，物，情報の往来が日常化し，国内にいても外国人との接触がふえている現在，国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され，彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと，現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが，とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。	3	*										△			
32132	国際機構論2	グローバリゼーションが進んで国境を超えた人，物，情報の往来が日常化し，国内にいても外国人との接触がふえている現在，国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され，彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと，現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが，とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。	3	*										△			
32135	国際政治史1	日本外交史を学ぶことを通じて，近代日本が周辺諸国を含む国際社会とどのように関わってきたのか，それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか，について理解すること。	3	*										△			
32136	国際政治史2	日本外交史を学ぶことを通じて，近代日本が周辺諸国を含む国際社会とどのように関わってきたのか，それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか，について理解すること。	3	*										△			
32139	比較政治学1	英語のリーディングやリスニングを上達させる。 政治学の専門用語を紹介する。 比較的観点から民主主義を理解する。	3		*									△			
32140	比較政治学2	英語のリーディングやリスニングを上達させる。 政治学の専門用語を紹介する。 比較的観点から民主主義を理解する。	3		*									△			
32201	外国書講読	外国語文献をより正確に読めるようになる。	2	*	*											○	
32228	海外語学研修	学生は，海外語学研修を通じ，外国語運用能力を向上させ，異文化に属する人々とのコミュニケーション技法を学んでゆくことができる。また，これにより，自分自身の視野を広げて将来につなげてゆくことが期待される。	2	*												○	
32241	基礎演習	課題を選択し，調査・研究し，報告し，議論できるようになる。	1	*	*												○

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース（専攻）名	総合法学コース

2016年度以降入学者用

学類のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

法学類では，現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し，少人数教育の導入によって，多様な形での討論を通して法律学，政治学に関する専門的な知識を修得するため，現代社会の規範とその適用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い，現代社会に対して幅広い関心を持ち，よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し，自発的かつ意欲的に課題発見に挑み，その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを，金沢大学＜グローバル＞スタンダード（KUGS）の視点を踏まえ，目的とする。

コースのディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

【総合法学コース】
金沢大学<グローバル>スタンダードを踏まえ,本学類が定めた人材養成目標に基づいて，以下に掲げる学修成果を達成した者に学士（法学）の学位を授与する。

〇学修成果
1　法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している
2　法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している
3　卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している
4　問題を発見する力と，自分の主張をまとめて論証する力を身につけ,現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している
5　法的・政治的な現代的課題に取り組むために，高度な研究・学習を主体的に進める能力を身につけている

学類のCP（カリキュラム編成方針），コースのCP（カリキュラム編成方針）

【学類のCP】
法学類では,法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに（学修成果1）,学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識の修得を図っている（学修成果2）。専門科目の履修にあたり,法学類では,公共法政策・企業関係法・総合法学という 3つのコースを設けており,3，4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで,学位授与方針に掲げた学修成果の達成を図る（学修成果3･5）。
また,初学者ゼミⅠ・Ⅱなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で,3,4年次には,学生の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目,「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科目」を通じて,問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し,各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る（学修成果4）
【コースのCP】
1，2年次の基本的科目で得た知識を基礎に,「法の基礎にある理念,法の歴史,外国法の概要を学ぶ専門科目群」,「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて,高度な研究・学習を主体的に進めるために必要な知識を修得するとともに,判例研究または卒業論文の作成を通じて，主体的な学習態度を身につける（学修成果3･5）。

公共法政策コースの学習成果（◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目，〇=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目，△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目）

コース（専攻）のカリキュラム

科目番号	授業科目名	学生の学習目標	学年	前期 Q1/Q2	後期 Q3/Q4	法律学・政治学全体の見取り図と，それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。（専門基礎科目）	社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や，政治学・政策学の基礎を理解する。（基本科目I: 公共法政策系）	企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。（基本科目II: 企業関係法系）	国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象とする学問分野を理解する。（基本科目Ⅲ）	国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力（公法学分野）を得る。（応用科目I）	国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力（政治学分野）を得る。（応用科目II）	企業活動にとって必要な専門知識や能力を得る。（応用科目Ⅲ）	法の基礎にある理念・法の歴史・外国法の概要を説明できる。（応用科目IV）	法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る。（選択科目）	法律実務や行政・企業の現場に触れること，あるいはそれぞれの学問分野の最先端の知識を得ることを通じて，能動的な思考力や行動力を得る。（法律実務・インターンシップ・特講）	外国語の能力を高める。（外国語系科目）	法律学・政治学のそれぞれの分野における思考力・判断力・表現力や，主体性をもって多様な人々と共同して学ぶ態度を修得する。（演習科目）
32252	演習	課題を選択し，調査・研究し，報告し，議論できるようになる。	3	*	*													◎
32261	総合法学演習	この演習を受講する前に、学習してきた行政法、民法、商法、民事訴訟法を、事例問題の解決に際して、判例に現れた条文解釈の知識や学説などの理論を習得し、問題解決能力を涵養する。	3	*	*													◎
32271	判例研究	自分が関心をもつ判例について主体的に研究し，その成果を文章にまとめることができるようになる。	3	*	*													◎
32281	卒業論文	自分が関心をもつ問題について主体的に研究し，その成果を文章にまとめることができるようになる。	4	*														◎

学年欄の1は1年次より，2は2年次より，3は3年次より，4は4年次に（早期卒業申請者は3年次より）履修できる科目である。
基礎演習は1年次後期より履修できる。
特講は開講されないことがある。
開講学期は変更されることがある。
一部の科目は隔年開講である。
◎は必修または選択必修科目，〇は選択科目，△は他学類専任教員が担当する選択科目である。
各科目の単位数は明記していない（法学類細則を参照のこと）
「哲学概論A」「哲学概論B」および「社会学」は，教職免許取得希望者のみが履修できる科目である。